

第1回国際循環型社会形成と環境保全に関する専門委員会資料

我が国の廃棄物・リサイクル 対策の取組

平成17年11月

我が国の廃棄物・リサイクル対策の取組

-構成-

1.我が国の廃棄物をめぐるこれまで	2
(1)不法投棄等の問題 ************************************	3
(2)ダイオキシン類問題	4
	5
(3) P C B 問題 ··································	
2.我が国の廃棄物・リサイクル対策の取組	6
(1)排出事業者責任の徹底について	7
(2)拡大生産者責任等について	12
(3)循環型社会の形成に向けた様々な技術の発展	21
	24
(4)地域と 体となりに発来物処理の推進の光夫	4 7
3. これらの取組を踏まえた我が国の物質循環の概況	26
4.我が国の廃棄物・リサイクル対策の成果と課題	27
	Z (

1. 我が国の廃棄物をめぐるこれまで

以前の我が国の廃棄物対策は、戦後の経済発展を優先する中で、廃棄物対策に十分な費用を投資すべきであるという国民的なコンセンサスがなく、「片づけられるごみだけ目の前から片づける」、「臭いものに蓋をする」あるいは「安かろう悪かろう」という不十分な対応が行われがちであった。

その結果、豊島に代表される産業廃棄物不法投棄事案の続出、PCBなど負の遺産の蓄積といった深刻な環境上の問題を抱え 込む社会構造となっていた。

これらの状況を打開するため、ここ十年来、我が国では従来の廃棄物対策の方向性を大転換し「排出事業者責任の強化」、 「拡大生産者責任の導入」、「循環型社会の形成推進」、「負の遺産の解消」等、抜本的な政策改革を推進、現在、これを加 速、強化しようとしている。

廃棄物を巡る以前の状況

- ・「片づけられるごみだけ目の前から片づける」、「臭いものに蓋をする」その場しのぎの対応
- ・「安かろう悪かろう」の処理現場は、悪貨が良貨を駆逐する状態

その結果として 豊島に代表される大規模な不法投棄 PCBなど負の遺産の蓄積



廃棄物政策の大転換(改革)

- 廃棄物処理法の改正による排出事業者責任の強化
- 容器包装リサイクル法等各種リサイクル法の制定と 拡大生産者責任の導入
- PCBなど負の遺産の処理 / ダイオキシン類の削減 目標の達成
- 循環型社会形成推進基本法及び循環型社会形成推進基本計画の策定

各主体による取組の進展

- 国と地方公共団体の協働・連携
- 民間企業の取組の進展
- NGOやNPOの参画

(1) 不法投棄等の問題

廃棄物の不法投棄等の不適正処理は、環境汚染等を通じて人々の健康や暮らしに様々な影響を及ぼすことになる。

不適正処理された廃棄物に重金属や有機塩素系化合物等の有害物質が含まれている場合には、降雨に伴いそれらの有害物質や 廃棄物中の有機性成分が浸み出し、地下水や河川等の水質汚濁や土壌汚染を引き起こすことになる。

また、不法投棄等の不適正処理は環境へ悪影響を及ぼすのみならず、経済的にも大きな負担を及ぼし、投棄された廃棄物や汚 染された土壌を完全に撤去し、現場を元どおりに戻すには本来適正に処理されていれば必要なかった多額の費用が発生する。

【不適正な保管の事例】

福島県いわき市の事例 福島県いわき市四倉町の田畑、山林等約

5,000m²に市内の産業廃棄物中間処理業者2社 大谷総業(有)、(株)高木商会)が廃油、廃アルカ リ等入りのドラム缶約5万5,000本を野積みして いた不適正な保管をしていた事例。近隣の農業 用水路において有害物質が環境基準を超えて検 出。福島県は、平成10年6月に2社に対して措 置命令を発出。平成10年11月に代執行に着手。

投棄時期:昭和60年~平成10年10月頃

投棄量:約1万2千トン

投棄廃棄物:廃油、廃酸、廃アルカリ、廃 プラスチック類、汚泥等が 入ったドラム缶

【代執行に要した費用等】

·約36億円

岐阜県岐阜市

ドラム缶の撤去・処理、汚染土壌の撤 高濃度汚染水の撤去・処理等

~ 平成16年4月頃

【その他の大規模不法投棄等事案】

【不適正な処分の事例】

香川県豊島の裏例

産業廃棄物処理業者の豊島総合観光開発㈱が、昭 和58年頃から平成2年まで、有価物と称して産業廃 棄物 (シュレッダーダスト、廃油、汚泥等)を香川 県の豊島に大量に持ち込み、産業廃棄物を不法投棄。 平成2年11月摘発。産廃特措法に定める実施計画に 基づき、支障除去等事業を実施中。

投棄時期:昭和58年~平成2年 投棄量:約56万m³(約67万トン)

投棄廃棄物:シュレッダーダスト、廃油、汚泥等

【生じた社会的コスト】

- ・処理予定廃棄物量は、汚染土壌も含め約56万m³ で東京ドーム約半分
- ・処理予定費用は、約450億円
- 1 m³あたりの処理費用は、約8万円/m³

建設系の木くず、廃プラスチック類等

(管理型最終処分場の平均受託料金は、約2~3万

円/m³(出典:建設物価))





産業廃棄物中間処理業者が処理施

た事案

設隣接地に産業廃棄物を不法投棄し

	投棄時期等	投棄量	投棄廃棄物	備考
青森·岩手 不法投棄事案	~平成12年8月頃	約88万m ³	建設系木〈ず、がれき類、廃プラスチック類等	支障除去等事業費 約655億円
三重県四日市市	~平成6年	約39万m ³	廃プラスチック類、金属〈ず、がれき類等	産業廃棄物最終処分業者が届出容 量を超える処分を行った事案。

約75万m³

(2)ダイオキシン類問題

ダイオキシン類は、ものの焼却の過程等で非意図的に生成してしまう物質である。

現在

Jakani

魔佛却炉

未解体

廃焼却炉の解体による

施設整備用地の確保

未解体

未解体

TEET

चित्रीहरू

廃棄物処理施設の広域化

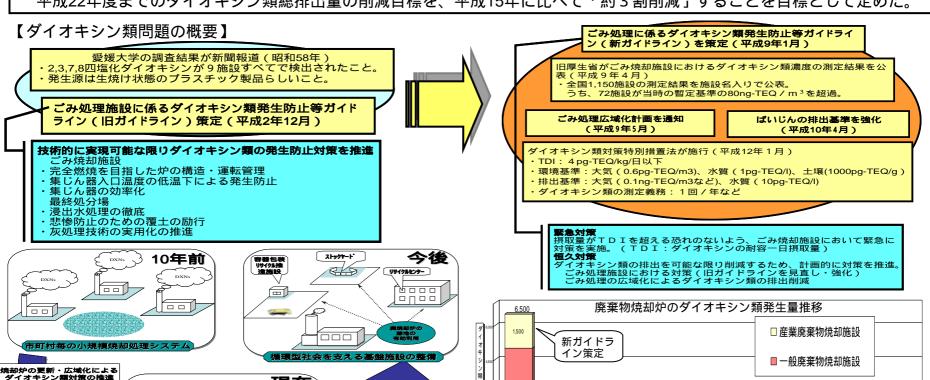
イオキシン類削減目標の達

昭和58年11月に都市ごみ焼却炉の灰からダイオキシン類を検出したと新聞紙上で報じられたことが契機となって以来、廃棄物処理施設におけるダイオキシン類対策が大きな課題となり、社会問題化した。

旧厚生省は、平成2年にダイオキシン類の旧ガイドラインを策定し、その後、平成9年に新ガイドラインを策定することにより対処した。

平成9年の旧厚生省による全国一斉調査によって、1,150施設中72施設が、既存施設に対する経過的な排出基準の80ng-TEQ/m³を越える結果となり、平成14年12月に「ダイオキシン類対策特別措置法」の新基準が適用されるまでの間、全国の多くの施設で改造や新設、廃止が相次いだ。

平成22年度までのダイオキシン類総排出量の削減目標を、平成15年に比べて「約3割削減」することを目標として定めた。



2.650

1,100

1,550

平成10年

2.040

690

1.350

平成11年

1.573

555

平成12年

5,000

平成9年

H14.12新

1.345

533

平成13年

規制値適用

635

平成14年

並成9年比-98%)

平成15年

平成16年及び削減目標値は、

133

(-8%)

平成16年

平成15年比のパーセント表示

(-30%)

削減日標値(平成22年)

(3) P C B 問題

ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い 用途に使用されていたが、その毒性が社会問題化し、昭和49年に新たな製造や使用が禁止された。

PCBを処分するため、PCB処理施設の設置の動きが幾度かあったが、施設の設置に関し住民の理解が得られなかったことなどから、ほぼ30年の長期にわたりほとんど処理が行われず、結果として保管が続いていた。

保管が長期にわたったため、紛失したり、行方不明になったトランスや保管状況が劣悪なものなどが判明した。

平成13年6月にPCB特別措置法を制定し、日本環境安全事業株式会社を活用し、全国5か所の拠点的広域処理施設において平成28年までに処理する体制を整備した。

一方、低濃度のPCBが混入したトランス等の処理が課題である。

【PCB問題の概要】

PCBの特徴

- ・化学的に安定
- ・熱により分解し にくい
- ・絶縁性がよい
- ・不燃性である
- ・トランス・コン デンサの絶縁油
- 熱媒体.
- ・感圧複写機
- ・安定器

【PCB使用の代表的な電気機器】





カネミ油症事件

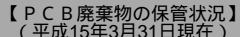
食用油の製造過程において、 熱媒体として使用していた PCBが混入し、皮膚症状な どの健康被害が昭和43年に 発生した。 昭和47年以 降製造なし

昭和49年以 降製造・輸 入禁止

負の遺産

生産・使用量

国内生産:約59,000トン 国内使用:約54,000トン



(1 1-10 1 - 1 - 1 - 1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
廃棄物の種類	保管量
高圧トランス	15,430台
高圧コンデンサ	240,002台
低圧トランス	34,679台
低圧コンデンサ	1,796,644台
柱上トランス	1,974,106台
安定器	5,099,425個
PCB	93トン
PCBを含む油	175,244トン
感圧複写紙	722トン
ウエス	185トン
汚泥	19,611トン

97.186台

その他の機器等

PCB廃棄物の適正な処理の 推進に関する特別措置法

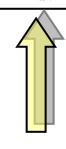
- ・PCB廃棄物の処理計画の策定
- ・PCB廃棄物の確実かつ適正な 処理の確保
- ·期間内処理義務

環境事業団の一部を改正 する法律

- ・PCB廃棄物処理事業の実施
- ・PCB廃棄物処理基金の設置

【過去の劣悪な保管状況】





POPs条約(平成14年8月締結)

- ・PCBの平成37年までの使用全廃
- ・平成40年までの適正な処分

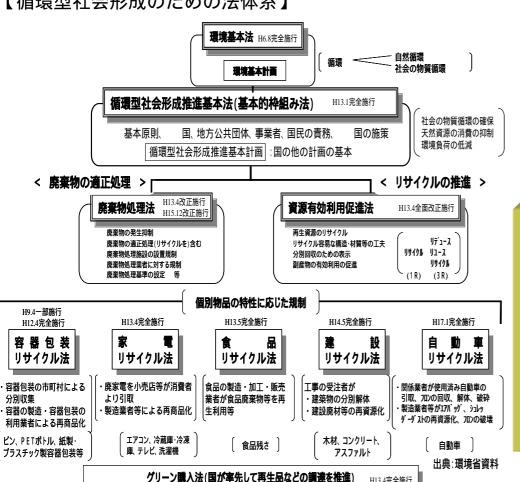
2 . 我が国の廃棄物・リサイクル対策の取組

従来の廃棄物行政の仕組みの大転換に当たっては、

「事業者や国民などの排出者が廃棄物の適正処理の一義的な責任を有する」という排出者責任の考え方と、 「製品の製造者などが製品の使用後の段階等でも一定の責任を果たす」という拡大生産者責任(EPR)の考え方 に基づく制度を構築していくことが重要である。

このため、我が国では、これまでの廃棄物処理制度にこうした考え方を反映させるとともに、平成12年の循環型社会形成推進 基本法や、各種リサイクル法の充実等により、廃棄物の適正処理を確実にするための法体系を整備している。

【循環型社会形成のための法体系】



H13.4完全施行

【循環法・循環基本計画における記述】

循環型社会形成推進基本法(第11条)

事業者の音務

循環資源を自らの責任で適正に処分(排出事 業者責任)

製品、容器等の設計の工夫、引取り、循環的 な利用等(拡大生産者責任)

循環型社会形成推進基本計画(第5章第3節)

喜業者の音楽

排出者事業責任や 拡大生産者責任を踏まえて、適正な循環的利用及び処分等 (具体的な取組)

- ・使い捨て製品や過剰包装の自粛、レジ袋の削減、製品の長寿命化。
- ・環境への負荷の低減に資する原材料や製品やサービスの利用。
- ・資源価値の高い製品の引き取りや適正な循環的利用や処分。
- ・資源採取、製造、流通、消費、廃棄などの各段階における環境負荷を低 減できるようLCA等を実施。
- ・グリーン製品、サービスの普及のために、コストの低減や品質、デザイ ンの工夫を実施。
- ・環境ラベルや環境報告書により、消費者への情報公開を実施。
- ・販売時のグリーン製品・サービスの品揃えやディスプレーの工夫。

(1)排出事業者責任の徹底について

ア 近年の廃棄物処理制度改正の概要

昭和45年のいわゆる「公害国会」において、それまでの清掃法を全面的に改正し、事業者の産業廃棄物の処理責任を明確にし、 産業廃棄物についての処理体系を確立した廃棄物処理法が成立した。

廃棄物処理法については、排出事業者責任の一層の徹底に向け、平成3年、9年、12年に段階的に制度改正がなされたところ。

これらの制度改正の内容としては、特に、 多量排出事業者の処理計画の創設・充実、 マニフェスト制度の創設・充実、 廃棄物処理業の許可要件の強化等の面で大きな進歩がみられる。

平成3年改正 平成9年改正 平成12年改正 【廃棄物処理制度の充実】 ・多量排出事業者の範囲の明 多量排出事業者の処理計画 ・多量に廃棄物を排出する事 確化 ・多量排出事業者の処理計画 業者に対し、廃棄物の処理 策定内容の明確化 の創設・充実 における減量の視点を明確 計画の提出・公表手続の透 に関する計画策定を指示 (法第12条第7項等) 明化. 排出事業者が最終処分終了 ・マニフェストの適用範囲を マニフェスト制度の まで確認を行うためのマニ 特別管理産業廃棄物の排出 すべての産業廃棄物に拡大 創設・充実 フェスト制度の見直し 事業者に、マニフェストの ・電子マニフェストを導入 ・マニフェストの不交付及び (法第12条の3等) 発行を義務付け ・虚偽マニフェスト交付を直 虚偽のマニフェストの交付 罰化 に 直罰化 ・許可の欠格要件の追加。 廃棄物処理業の許可要件 許可要件の強化 ・いわゆる「黒幕規定」(役 ・許可の欠格要件に暴力団員 ・許可の更新制(5年ごと) に関する要件を追加 員と同等以上の支配力を有 の強化 の導入 ・都道府県警本部長への意見 する者について役員と同様 (法第14条) 聴取等 の取扱い)の創設 ・名義貸しの禁止 ・国が廃棄物の減量・適正処 ・廃棄物の再生利用について

その他の改正内容

・廃棄物の発生抑制や再生利 用等を廃棄物処理法に位置 づけ(法第1条) ・廃棄物の再生利用について 大臣の認定を受ければ処理 業や施設の設置の許可が不 要となる特例制度の創設 (法第9条の8) ・国が廃棄物の減量・適正処 理に関する基本方針を策定 し、これに即して都道府県 が廃棄物処理計画を策定 (法第5条の2)

/

イ 多量排出事業者の処理計画の創設・充実

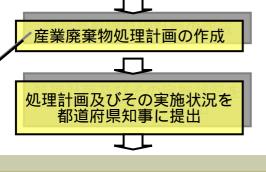
多量に産業廃棄物を排出する事業者に対しては、産業廃棄物の減量などに関する計画を作成すること、作成した計画及び計画の実施状況を都道府県知事に提出することが義務付けられている。

都道府県知事は、処理計画と実施状況について1年間これを公表することとしており、公表を通じて事業者による廃棄物の自主的な減量化や国民への情報提供の推進が図られている。

【多量排出事業者の処理計画作成の概要】

多量排出事業者

- ・産業管理廃棄物の発生量:1,000 t 以上(前年度)
- ・特別産業廃棄物の発生量: 50 t 以上(前年度)



都道府県知事

・計画、実施状況を公表(1年間の縦覧)

計画期間

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 産業廃棄物の排出抑制に関する事項 産業廃棄物の分別に関する事項 産業廃棄物の再生利用に関する事項 産業廃棄物の処理に関する事項 産業廃棄物多量排出事業場の産業廃棄物処理計画提出状況 (平成13年度実績)

業種	計 画 書 提出事業場数	実施状況報告書 提 出 事 業 場 数
農業	25	14
林 業	0	0
漁業	0	0
鉱業	63	59
建 設 業	2,918	2,821
製造業	3,149	2,994
電 気 ・ガス 熱供給・水道業	776	775
運輸・通信業	32	25
卸売・小売業	9	7
サービス業	252	247
公 務	124	103
合計	7,348	7,045

出典:産業廃棄物行政組織等調査

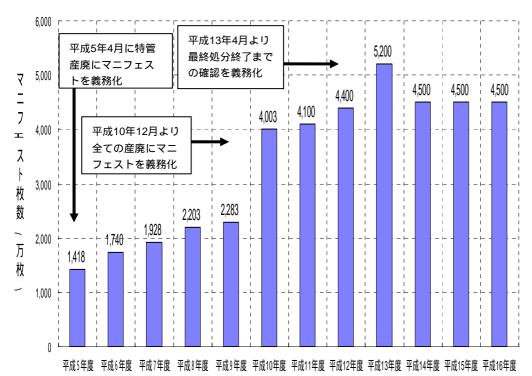
ウ マニフェスト制度の創設・充実

平成5年4月から特別管理産業廃棄物、平成10年12月から全ての産業廃棄物についてマニフェストを義務化している。

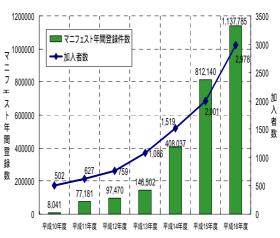
紙マニフェストの頒布数は平成13年度をピークに順調に増加し、平成16年度の頒布数は約4,500万枚である。

平成9年度の法改正で電子マニフェスト制度が位置付けられ、平成16年度の電子マニフェストの登録件数114万件、加入者数2,978と増加しているものの一層の普及が必要である。

紙マニフェスト頒布枚数の推移



電子マニフェスト加入状況の推移



出典:産業廃棄物処理振興センター資料



紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)の見本

エ 廃棄物処理法の最近の改正(平成15年度以降)

平成15年度からは、過去3回にわたる法改正の流れを補完するため、不法投棄の罰則の強化や輸出の取締りの強化のための改正を行った。

さらに、規制の強化だけでなく、廃棄物処理業の許可に係る特例制度の整備等を行った。

【廃棄物処理法の最近の改正の概要】

平成15年度

- ・未遂罪の創設(不法投棄又は不法焼却の未遂行為を罰する)
- ・都道府県の調査権限を拡充(廃棄物であることの疑いがある物の処理についての報告徴収、立ち入り検査)
- ・悪質な廃棄物処理業者への対応を厳格化(許可の取り消し、 欠格要件の追加)
- ・廃棄物処理業の許可に係る特例制度の整備
- ・廃棄物処理施設の設置許可規制の合理化

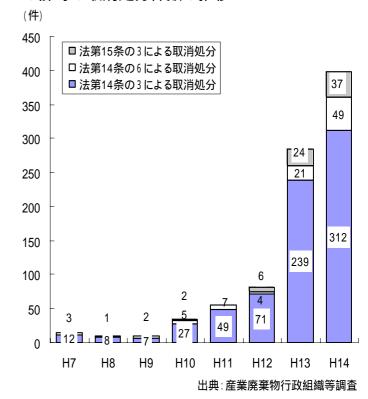
平成16年度

- ・罰則の強化 (不法投棄目的の収集運搬)
- ・不適正処理事案の解決のための国の役割の強化
- ・指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の不適正処理の禁止

平成17年度

- ・マニフェスト制度を強化(マニフェストの保存期間の明確化、 記載項目の追加)。
- ・産業廃棄物関係事務等に係る事務分担の見直し
- ・無許可営業罪等に係る法人重課規定の創設
- (法人に対して1億円以下の罰金を科す)
- ・最終処分場維持管理積立金制度の適用除外規定を解除
- ・無確認輸出の取締りを強化

産業廃棄物処理業の許可・産業廃棄物処理施設の許可の取消処分件数の推移



オ 優良業者評価制度の創設

「良貨が悪貨を駆逐する」構造への転換を促進し、産業廃棄物が適正に処理されるためには、様々な規制強化と共に、優良な 産業廃棄物処理業者の育成や、この様な優良業者が選択される健全なマーケットづくりが必要である。

このため、産業廃棄物処理業優良化推進事業は、優良処理業者の育成や産業廃棄物処理ビジネスの活性化を推進するための事 業として、平成17年4月から運用を開始した。

【優良処理業者評価制度の概要】

優良性評価基準 (廃棄物処理法・省令)

・遵法性

(5年間、不利益処分を受けていないこと)

情報公開

インターネットで5年間情報公開していること)

・環境保全への取組 - 平成18年10月から適用

(ISOやエコアクション21等の第三者認証を受けて いること)

インターネットでの常時公開・更新(5年間)

- 会社情報

- 料金

- 許可内容

- 組織体制
- 施設・処理の状況
- 地域融和

- 経営財務

(利害関係者への事業公開)

悪貨が良貨を駆逐する



優良処理業者を中心とした 健全なマーケットを構築

良貨が悪貨を駆逐する

優良処理業者が正常に評価され るだけでなく、安全・安心でき る処理を実現し、産業廃棄物に 対する国民の信頼を回復

平成17年9月15日現在で、情報開示の参加者が500を超えている。

11

(2)拡大生産者責任等について

ア 拡大生産者責任の位置付けに向けた国際的背景

我が国のリーダーシップにより、平成13年にOECDにおいて「拡大生産者責任ガイダンス・マニュアル」が作成され、世界に広く普及している。

このガイダンス・マニュアルでは、従来の生産段階での汚染防止や廃棄物の発生防止という考えだけでは、人の健康や環境を 保護するのに不十分ではないかとの認識のもとに、製品の使用後段階での処理に加えて原材料の選定と製品設計という上流部 門からの取組の重要性を示している。

【OECD「拡大生産者責任ガイダンス・マニュアル」における拡大生産者責任】

(1)定義	「製品のライフスタイルにおける消費者より後の段階にまで生産者の物理的又は経済的責任を拡大する環境政策上の手法」生産者が製品のライフサイクルにおける影響を最小化するために設計を行う責任を負うこと生産者が設計によって排除できなかった(製品による)環境影響に対して物理的・経済的責任を負うこと				
(2)主な機能	廃棄物処理のための費用又は物理的な責任の全部又は一部を地方自治体及び一般の納税者から生産者に移転すること。				
(3)4つの主要な 目標	発生源での削減(天然資源保全、使用物質の保存) 廃棄物の発生抑制 より環境にやさしい製品設計 持続可能な発展を促進するとぎれのない物質循環の輪				
(4)効果	製品の素材選択や設計に関して、上流側にプレッシャーを与える。生産者に対し、製品に起因する外部環境コストを内部化するように適切なシグナルを送ることができる。				
(5)責任の分担	製品の製造から廃棄に至る流れにおいて、関係者によって責任を分担することは、拡大生産者責任の本来の要素である。				
(6)具体的な政策 手法の例	製品の引き取り デポジット/リファンド 製品課徴金/税 処理費先払い 再生品の利用に関する基準 製品のリース				

EUでは、拡大生産者責任に基づき、廃電気・電子機器等の回収・リサイクル(WEEE指令)や特定の有害物質の使用制限を義務付ける指令(RoHS指令)を制定

WEEE指令:

家庭用電気製品や医療用機器、 監視及び制御機器、自動販売機 など10のカテゴリーに及ぶ電 気・電子機器を対象に、これら が廃棄物となることが予防され るよう、メーカーに分別回収や リサイクルを義務付ける指令

RoHS指令:

電気・電子機器に含まれる有害物質(鉛・水銀・カドミウム・6価クロム・ポリ臭素化ビフェニール・ポリ臭素化ジフェニールエーテル)の使用制限を定める指令

出典:循環型社会白書(平成17年版)

イ 資源有効利用促進法(平成3年4月法律第48号)(1)

10業種69品目を対象に、 事業者による製品の回収・リサイクルの実施、 製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生 抑制(リデュース)対策、 回収した製品からの部品等の再使用(リユース)対策等を規定している。

ペットボトルや紙製・プラスチック製容器包装への分別回収の表示(指定表示製品)、小形二次電池やパソコンについて事業 者による製品の分別回収・リサイクル (指定再資源化製品)等が行われている。

【資源有効利用促進法の概要】

基本方針

主務大臣(事業所管大臣 等)は、資源の使用の合理 化、再生資源・再生部品の 利用の総合的推進を図る ための方針を策定・公表

者 ന 務

業 者 消 国 · 地 方 公 共 団 体 使用済物品及び副産物の発生抑制のための原材料の使用の合理化 製品の長期間使用 資金の確保等の措置 ·再生資源·再生部品の利用 ・物品調達における再生資源の利用等の促進 再生資源を用いた製品の利用・分別回収への協力など再生資源の利用等の促進 使用済みの物品、副産物の再生資源・再生部品としての利用の促進 ·科学技術の振興 国・地方公共団体及び事業者の実施する措置への協力等 国民の理解を深める努力 等

以下の対象業種又は対象製品について、それぞれ3Rの取組の内容を「判断基準」として国が定め、その遵守を義務づけ。

副産物の発生抑制・リサイ グル対策

副産物の発生抑制・リ サイクル対策に係る計画 を 笛定

特定省資源業種の政令指 定

部品等の再使用対策

回収した製品から部品等 を取り出し、製品の製造に 再使用

回収した製品から有用物 を取り出し、製品の原材料 として再利用

特定再利用業種の政令 指定

廃棄物の発生抑制対策 部品等の再使用対策

修理体制の充実

指定省資源化製品の

政今指定

省資源化·長寿命化設 再使用が容易な製品の 設計

指定再利用促進製品 の政令指定

指定表示製品の政令 指定

缶、ペットボトルや紙製

プラスチック製容器包

装に分別回収表示を

分別回収の表示

義務づけ

事業者による回収・リサイクルの 実施

製品の回収 回収した製品のリサイクル

指定再資源化製品の政令指

指定副産物の政令 指定

況を記録

副産物の利用促進

再生資源利用促進計

画を作成し、実施状

13

イ 資源有効利用促進法(平成3年4月法律第48号)(2)

再生資源の利用の促進を図る措置をすることが必要な製品であって、事業者が自ら回収し、再資源化することが可能な製品に ついて、指定再資源化製品として事業者の自主回収及び再資源化の取組の促進を図っている。

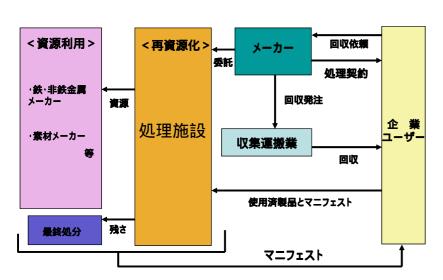
小形二次電池、パソコンについて、メーカー等が回収・リサイクルするシステムを構築している。

将来的に自動車用バッテリーの回収・リサイクルシステムの構築も検討している。

【指定再資源化製品の回収事例】

事業系パソコンの回収・リサイクルシステム

小形二次電池の回収・リサイクルシステム



(資源再利用業者) (再資源化拠点) (回収拠点) 電池メーカー 小形二次電池再資源 素材メーカー等 消費者 化推進センター(電 池メーカー、使用機 登録リサイク 器メーカー共同) 回収ボックス (排出者) (販売店協力店,自 回収資源 治体等) (鉄、ニッケ ルカドミウム、 登録拠点 コバルト、鉛 事業系 (機器メーカー営 等) ユーザー (最終処分) 業所、工事店、事 業系ユーザー等)

再資源化実績(トン)

平成13年度:4,858

平成14年度:3,365

平成15年度: 3.530



҆ パソコンの解体・再資源化

再資源化実績(トン)

平成13年度: 2,437

平成14年度: 2,569

平成15年度:2,758



回収された小形二次電池

(排出者)

容器包装リサイクル法は、事業者の義務を明確に規定し、拡大生産者責任の考え方を取り入れた最初のリサイクル法である。

市町村のみが全面的に容器包装廃棄物の処理の責任を担うという従来の考え方を改め、事業者が再商品化の義務を負う等、 定の役割を果たすこととなった。

特定事業者が指定法人に支払う再商品化委託費も年々増加し、平成17年度では657億円に達すると見込まれる。

消費者の役割 市町

村の役割

事業者の役割

消費者

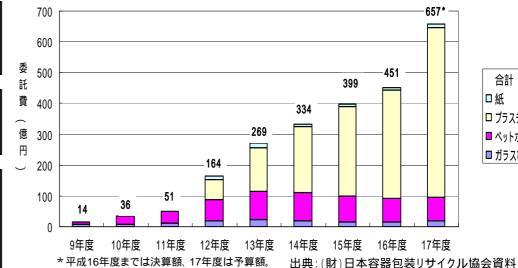
分別排出に協力

市町村

|分別収集(収集して、基準に適合する形で保管)

「容器の製造事業者、容器包装を用いて中 身商品を販売する事業者」(特定事業者) 再商品化 (委託) (財)日本容器包装リサイクル協会 (指定法人) 再商品化事業者

特定事業者が指定法人に支払う再商品化委託費の推移



平成17年度は市町村が負担する小規模事業 者分を含む。



圧縮梱包状態のペットボトル

合計 ■紙 □ プラスチック □ペットボトル □ ガラスびん

ウ 容器包装リサイクル法(平成7年6月法律第112号)(2)

容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は着実に進展している。

- ・ペットボトルの回収率は平成7年から16年までの10年間で1.8%から62.3%に向上
- ・ペットボトルの分別収集実施市町村数及び割合は631市町村(19.4%)から 2,796市町村(91.6%)に向上
- ・ペットボトルの回収率は62.3%と国際的にみても高い水準(独48.0%、仏21.8%(それぞれ平成12年))

